

第17期 地方区理事への申出について

2023年1月30日

生活協同組合パルシステム千葉 代表理事 理事長 佐々木 博子

第16期役員の任期満了にともない、生活協同組合パルシステム千葉第34回通常総代会役員改選に関して、定款第18条、第19条及び役員選任規約第7条に基づき、第17期地方区理事の申出に関する公告をします。

役員選任を行う総代会の日時および会場(予定)

日時: 2023年6月13日(火)10:30～

会場: 京成ホテルミラマーレ(千葉市中央区本千葉町15-1)

選任区域と定数

1. 地方区理事 8名

2. 地方区の選任区域と定数

選任区域/市町村	定数
【北部エリア】 野田、柏、流山、我孫子、白井、印西、印旛郡、松戸、船橋、成田、香取、香取郡、銚子、匝瑳、旭、富里	4名
【南部エリア】 市川、浦安、千葉市稲毛区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市中央区、千葉市美浜区、千葉市緑区、習志野、鎌ヶ谷、八千代、佐倉、四街道、八街、茂原、市原、袖ヶ浦、木更津、富津、君津、南房総、鴨川、館山、勝浦、安房郡鋸南町、山武、山武郡、東金、長生郡、いすみ、大網白里、夷隅郡	4名

任 期

2年(2023年度通常総代会～2025年度通常総代会まで)

申出方法

1. 申出方法 所定の申出用紙は、パルシステム千葉 船橋本部「組織・広報部」に用意してあります。まずはお電話にてご連絡をお願いします。申出は申出用紙の到着をもって受付となります。

なお、役員選任規約第4条に基づき、次の方は申出することができません。

(1) 未成年者

(2) 破産手続き開始の決定を受け、復権していない方。

※詳しくは下記お問い合わせ先までご連絡ください。

2. 受付期間 2023年2月6日(月)～2月13日(月)12時まで

お問い合わせ先

パルシステム千葉 組織・広報部

電話: **047-420-2605**

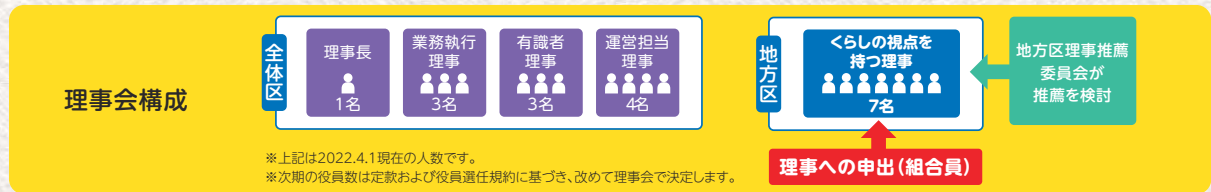
受付: 月曜日～金曜日 9時～17時

メール: palchiba-kikan@pal.or.jp

発行: 生活協同組合パルシステム千葉 組織・広報部 〒273-0005 千葉県船橋市本町2-1-1船橋スクエア21(4F)

Q1 「地方区理事(くらしの視点を持つ理事)」とは?

A1: 総代会の決定に基づき、具体的な計画を決め、点検しながら業務を執行する機関として理事会があります。理事会構成は下記のように全体区と地方区があり、組合員から選ばれた理事は地方区である「くらしの視点を持つ理事」として、日々変化する社会情勢を組合員目線で考え、その想いを方針や活動に反映させています。



Q2 地方区理事の役割には具体的にどのようなものがありますか?

A2: <役割>①くらしの視点、組合員の視点をもって理事会に出席し意見を述べ、決定に参画します。
②担当する諸会議に出席し、くらし課題解決の活動を推進、支援します。
③総代会、理事会の決定に基づき職務を遂行します。

主な活動内容(一部)

- 総代会、理事会、基幹会議や担当する委員会に出席
- くらしトーク・トーク(年3回)の運営
- 課題に係る学習会の運営、参加
- 産地やメーカーなどの視察、渉外等

※会議や学習会によっては自宅からオンラインで参加します。



「くらしトーク・トーク」の運営

Q3 地方区理事の役割に割く時間はどのくらいでしょうか?

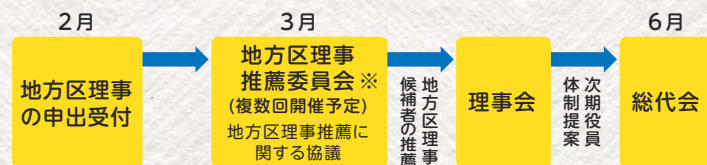
A3: 担当する役割やご自身の都合によっても変動しますが、おおよそ月の半分程度とお考えいただければと思います。また、1日すべてを使うのではなく、2時間の会議出席や学習会出席、外部団体との会議・渉外など、内容によって時間帯は異なります。

Q4 理事の報酬はどうなっていますか?

A4: 役員報酬規程に基づき総代会で承認された報酬総額の範囲内で決定します。具体的には外部の方もメンバーである役員評価・報酬委員会より提案され、理事会で決定します。

Q5 地方区理事申出の流れはどうなりますか?

A5: 地方区理事申出の流れは以下の通りです。



※地方区理事推薦委員会は総代4~6名、理事経験者1~2名、理事2名となり、総代が半数以上となる構成です。
1月に総代へ公募しました。

申出を受けて、「地方区理事推薦委員会」で推薦者を検討し、理事会に報告します。理事会は全体区理事・監事を含めた全役員体制について6月総代会に提案する流れとなります。

Q6 地方区理事推薦委員会が推薦する地方区理事の推薦要件を教えてください。

A6: 地方区理事推薦委員会では以下の視点をもって推薦の検討をします(地方区理事推薦委員会運営規則より抜粋)。

- ①理事の役割(上記記載)を担える方。
- ②2023年3月31日において、組合員となって2年以上を経過している方。
- ③組合員として商品利用や活動参加をしている方。
- ④月に15日以上、理事の役割を担うことができる方。
- ⑤理事としての就任期間が5期以内である方。(1期2年)
- ⑥2023年3月31日において、満65歳未満である方。